

横須賀市報

号外第 25 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇常勤特別職員給与条例中一部改正	1

◇職員給与条例等中一部改正	”
告 示	
◇令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第9号)について	2

本号で公布された条例のあらまし

○常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて、常勤特別職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 令和2年12月期の期末手当の支給割合及び支給額を改める。
- 3 施行期日 公布の日(令和2年11月30日)。ただし、一部については、令和3年4月1日

○職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 令和2年人事院勧告に準じて、本市一般職員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 本市一般職員の一部の令和2年12月期の期末手当及び勤勉手当の額を改める。
- 3 施行期日 公布の日(令和2年11月30日)。ただし、一部については、令和3年4月1日

条 例

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第51号 (令和2年11月30日) 掲 示 済

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例

常勤特別職員給与条例(昭和39年横須賀市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月における期末手当の支給の特例)

- 7 令和2年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項中「100分の170」とあるのは「100分の165」として同項の規定を適用した場合に算定される期末手当の額から当該額に100分の5を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第52号 (令和2年11月30日) 掲 示 済

職員給与条例等の一部を改正する条例

(職員給与条例の一部改正)

第1条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額」の次に「、6月1日に在職する職員に支給する場合には、6月1日に在職する職員に支給する場合には100分の125(再任用職

員にあっては100分の72.5)」を加え、「100分の110」を「、6月1日に在職する場合には100分の110、12月1日に在職する場合には100分の105」に改める。

附則第38項を附則第39項とし、附則第37項の次に次の1項を加える。

- 38 一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である職員(再任用職員を除く。)に対して令和2年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、第18条の3第2項及び第18条の6第2項の規定にかかわらず、期末手当の額は、第18条の3第2項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の5を乗じて得た額を差し引いた額とし、勤勉手当の額は、第18条の6第2項の規定により算定される勤勉手当の額から当該額に100分の5を乗じて得た額を差し引いた額とする。

第2条 職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「、6月1日に在職する職員に支給する場合には100分の130」を「100分の127.5」に改め、「、12月1日に在職する職員に支給する場合には100分の125(再任用職員にあっては100分の72.5)」を削り、「、6月1日に在職する場合には100分の110、12月1日に在職する場合には100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「とする」を「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改め、「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 212 号

令和2年度横須賀市一般会計補正予算（第9号）は、11月30日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和2年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度横須賀市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,213,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		73,109,000	45,965	73,154,965
	1 国庫負担金	19,674,322	45,965	19,720,287
20 繰入金		9,600,897	326,351	9,927,248
	1 基金繰入金	9,600,897	326,351	9,927,248
歳入合計		208,841,378	372,316	209,213,694

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		8,205,205	91,931	8,297,136
	1 保健衛生費	8,205,205	91,931	8,297,136
8 商工費		4,733,866	280,385	5,014,251
	1 商工費	4,733,866	280,385	5,014,251
歳出合計		208,841,378	372,316	209,213,694